

daily コラム

2026 年 8 月 18 日 (火)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6 THビル 2 階

MMI グループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

不相当に高額な役員退職金の法人課税

役員退職金は経営者のこれまでの貢献に応じ、会社の財産状態や収益力などを考慮して支払われますが、退職金が不相当に高額なものとされた場合、その高額な部分は損金となりません。

生前退職金を受ける場合

法人税では役員に支払われる退職金について、その役員の業務に従事した期間、退職の事情、同種の事業を行う法人の役員に対する支給状況等から適正額を算定します。裁判で示される算定方法は、一般に平均功績倍率法と呼ばれる方法です。その役員の「最終報酬月額×勤続年数×類似法人の功績倍率の平均値」で算定されます。

不相当に高額な部分の算定

税務署が示す役員退職金の適正額に対応するためには、その構成要素である役員報酬の額を把握する必要があります。国税庁は調査対象法人と同業種類法人の役員報酬データを把握しており、これをもとに役員退職金の適正額を算定します。

納税者は国税庁が持っている個別法人の役員報酬を閲覧することはできませんが、国税庁が公開する「民間給与実態統計調査」や税務関連の雑誌に掲載されるデータをもとに業種ごとの役員報酬額を把握し、上記

算式に当てはめて自社の役員退職金の適正額を推計することができます。功績倍率は功労加算金を含めておおむね3倍となる水準が過去の判例で示されています。

また、最近の判例で法人の役員報酬に「不相当に高額な部分」があるか争われた裁判で納税者は「不相当に高額」な役員報酬は実働のない役員給与や租税回避を企図したものに限られると主張しました。しかし、裁判所は法人税法の趣旨は「課税の公平性の確保」であるとして納税者の解釈を認めませんでした。法人が役員の業績を正に評価した報酬であっても「不相当に高額」な部分があるとして否認された事例です。

死亡して退職金を受ける場合

役員の死亡時に退職金をもらう場合、役員を被保険者とする生命保険契約を締結し、死亡保険金を原資として遺族に退職金を支払うことがあります。この場合も退職金は適正額であることが求められます。

保険契約を締結したときに設定した条件は時の経過とともに変化していきます。保険金と同額をそのまま退職金として支払った場合、不相当に高額な部分があると損金不算入となることを踏まえて役員退職金の支払額を決める必要があります。



役員退職金の支給には
株主総会決議と議事録
作成を忘れないように。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

法人税法

第34条 役員給与の損金不算入

1項 略

2 内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

法人税法施行令

第70条 過大な役員給与の額

法第34条第2項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ 内国法人が各事業年度においてその役員に対して支給した給与（法第34条第2項に規定する給与のうち、退職給与以外のものをいう。以下この号において同じ。）の額（第3号に掲げる金額に相当する金額を除く。）が、当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（その役員の数が2以上である場合には、これらの役員に係る当該超える部分の金額の合計額）

ロ 略

二 内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給した退職給与（法第34条第1項又は第3項の規定の適用があるものを除く。以下この号において同じ。）の額が、当該役員その内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額

国税庁

令和6年分 民間給与実態統計調査

第7表 企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2024/minkan.htm>

週間税務通信

令和8年6月1日 No.3902

「業種別・資本金階級別にみる役員賞与・役員給与の額一覧」

東京高裁 平成30年4月25日判決 納税者敗訴

TAINS Z268 - 13149

【役員退職給与の平均功績倍率が争われた事例】

法人は役員退職給与を役員退職慰労金規程に従い、最終報酬月額×勤続年数×役員倍数（5倍）×功労加算（1.3）で算定根拠として4億2,000万円を損金の額に算入したが、課税庁は原告の所在するエリアに所在する同業種類似法人5社の平均功績倍率3.26を基礎として適正額を算定し、これを超える部分は「不相当等に高額」とした。

地裁は平均功績倍率3.26に1.5を乗じた4.89を功績倍率としたが、高裁は地裁の判断を覆し、平均功績倍率3.26は相当であり、功労加算は考慮を要しないとして当初の課税庁の主張が通った形となった。

高裁は平均功績倍率法が対象法人の退職給与の相当性を判断するものであり、同業種類似法人間に通常存在する諸要素の差異や特殊性を捨象し、平準化された数値を出すことに意義があること、類似法人に不相当に高い功績倍率を採用する法人があったとしても平均値を用いることで捨象されて合理性は失われないと判示した。

東京地裁 平成29年10月13日 納税者の主張一部認容
最高裁 平成31年2月21日 納税者の上告棄却

東京高裁 令和6年1月18日判決 納税者敗訴

TAINS Z888-2555

【役員給与が不相当に高額であるとされた事例】

味噌等の製造、卸、販売等を目的とする法人が役員に支給した給与は、法人税法34条2項に規定する不相当に高額な部分があるとして更正処分、過少申告加算税の賦課決定処分を受けた。

控訴人（納税者）は法人税法34条2項に規定する「不相当に高額」な役員給与とは、実働のない役員給与や租税回避を企図したものに限られると主張するが、法人税法34条2項の趣旨は前記のとおりであり、同項、および同項の委任を受けた法人税法施行令70条1号イの解釈適用において「不相当に高額」な役員給与を、役員として実働のないものや、租税回避を企図したものに限定すると解する根拠はない。

東京地裁 令和5年3月23日 納税者敗訴

最高裁 令和6年12月1日 納税者控訴棄却